

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<議案説明>

開催日時 平成27年10月1日(木) 10:03~11:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

岩田 国夫 委員長

猪奥 美里 副委員長

亀田 忠彦 委員

佐藤 光紀 委員

大国 正博 委員

西川 均 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長

辻本 南部東部振興監

福井 観光局長

土井 健康福祉部長

渡辺 医療政策部長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

羽室 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○岩田委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席委員はございません。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より4日間開催されます。傍聴の申し出があった場合は20名を限度に許可することとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、傍聴の申し出があった場合はそのようにいたします。

なお、本日1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

それでは、本日は付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。質疑については、あすからの部局別審査及び総括審査をお願いいたします。

それでは、総務部長から順に説明をお願いいたします。

○野村総務部長 今議会に提出しました議案のうち予算委員会に付託されたものは、「平成27年9月定例県議会予算審査特別委員会付託議案一覧」の予算2件、条例1件、契約等6件、報告5件の計14件です。

補正予算については、「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」により、条例については、「平成27年9月定例県議会提出条例」により、契約等報告については、「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」により、それぞれ所管部局長からご説明します。

補正予算の概要、歳入に関すること及び総務部に関する事項を説明します。

「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の1ページ、一般会計補正予算案(第2号)は、歳入歳出それぞれ83億8,200万円余の増額です。また、繰越明許費として10億3,400万円余、債務負担行為として追加と変更を合わせて229億4,000万円余を計上しています。

政策課題別の内訳はごらんのとおりです。

歳入の財源内訳で、特定財源として、災害関連事業費負担金などの国庫支出金を9億3,700万円余、地域医療介護総合確保基金の運用収益を財産収入として200万円余、地域医療介護総合確保基金繰入金などの特定目的基金の繰入金を1億8,800万円余、第三セクター等改革推進債などの県債を64億700万円余計上するとともに、残余の一般財源として地方交付税を8億4,500万円余を計上しています。

歳出予算については、総務部に関するものを2件ご説明します。

5ページ、新規事業の関西広域連合負担金は、奈良県が関西広域連合の広域防災と広域

観光・文化振興・スポーツ振興の2分野に部分加入することに伴い、必要な負担金等830万2,000円を計上するものです。

次に、県庁舎厨房等整備事業は、県庁舎の6階において職員の福利厚生として民間事業者による食事提供事業を行うための厨房整備と、飲食や打ち合わせなど多目的に利用できるオープンスペースの整備を行うための実施設計を平成27年度から平成28年度にかけて行うことについて、平成28年度債務負担行為として1,446万2,000円を計上しています。なお、6ページにも、同様の内容を再掲しています。

続いて、条例についてご説明します。

「平成27年9月定例県議会提出条例」の目次、総務部に関するものは1件です。

1ページ、議第75号電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例を廃止する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正されたことを受け、これまで県の事務となっておりました公的個人認証サービスに係る電子署名の発行等を地方団体情報システム機構が行うこととなったため、当該条例を廃止するとともに、奈良県事務処理の特例に関する条例中の当該事務に係る部分について削除するものです。施行期日は、平成28年1月1日です。

続いて、契約等報告に関する案件についてご説明します。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算その他」の20ページ、契約等に関する案件のうち総務部に関するものは、議第81号関西広域連合規約の一部変更に関する協議についてです。これは、本県の関西広域連合部分加入に伴い、関西広域連合の規約を変更することについて関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法の規定より、議会の議決を求めるものです。

42ページ、報告に関する案件のうち総務部に関するものは、報第24号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてのうち、1つ目の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例及び、2つ目の職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例です。前者は国家公務員共済組合法等の、また、後者は地方公務員等共済組合法の改正に伴い条文の整備を行うため、所要の改正を8月31日付で専決させていただいています。

以上よろしくご審議のほどをお願いします。

○**辻本南部東部振興監** 南部東部振興監所管の予算案等について説明します。「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、6南部地域・東部地域の振興の予算案2つです。1つ目の新規事業の紀伊半島合同移住フェア開催事業は、平成27年4月の半島振興法の改正に伴い、国で新たに創設された半島振興広域連携促進事業を活用して、三重県・和歌山県と協働で東京都心での合同イベントの開催、雑誌へのタイアップ広告の掲載等により、奥大和地域への移住・定住を促進するものです。

次に路線バスを活用した南部・東部地域への誘客促進事業は、路線バスを利用して、南部・東部地域、奥大和を来訪された宿泊観光客へのバス運賃の助成ですけれども、8月末までの5カ月間で約5,700人を超える方々に利用していただきました。地域内での宿泊数も昨年に比べて約2割ふえています。今後、秋・冬の宿泊利用者の増加も見込まれますことから、今回の補正により引き続き助成してまいりたいと思っています。

以上よろしくご審議をお願いします。

○**福井観光局長** 観光局所管の予算案について、「平成27年度9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、1観光の振興の新規事業の宿泊観光客の増加に向けた冬期イベント展開事業です。この事業は、冬期の観光オフシーズンの宿泊観光客の増加を図るため、多くの方々に年の初めに奈良にお越しいただき無病息災を願い、ご利益を体験いただく大立山まつりをメインとして、県内の伝統行事が集結する大規模なイベントを平城宮跡で開催するものです。あわせて、1,300年を超える歴史の中で培われた県内のさまざまな魅力的で奥深い行催事を開くPRをして、国内外からの大幅な誘客につなげたいと考えています。

次に、報告案件について「平成27年一般会計特別会計補正予算案その他」の42ページ、報第24号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての奈良県手数料条例の一部を改正する条例です。

45ページ、奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士の登録申請手数料等の規定が、引用しております法律の名称が総合特別区域法から構造改革特別区域法に変更されたことに伴い、条文の整備を行うため、所要の改正を8月31日付で専決したものです。

以上ご審議のほどをよろしくお願いします。

○**土井健康福祉部長** 健康福祉部にかかる議案についてご説明します。

平成27年度奈良県一般会計補正予算案について、「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」に基づきご説明します。

4 ページ、4 福祉の充実で新規事業の重症心身障害児（者）レスパイトケア体制整備事業です。これは、地域医療介護総合確保基金を活用して、レスパイトケアの利用状況や問題点について調査分析を行うとともに、必要な支援者の育成や利用者を受け入れ施設をつなぐ窓口の設置など、レスパイトケアに係る体制整備について検討を行うものです。300 万円を計上しています。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺医療政策部長 医療政策部所管の9月議会提出議案についてご説明します。

医療政策部所管部分について、「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、2健康づくりの推進です。財源更正については、当初予算で2,600万円を計上しているマイ健康カード導入事業について、地域包括ケア推進基金から今回積み増しをお願いしている地域医療介護総合確保基金へ財源の振りかえを行おうとするものとなっています。

続いて、3医療の充実の地域医療介護総合確保基金積立金は、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため造成された当該基金を積み増し、さらなる事業の推進を図ろうとするもので、5億9,188万9,000円を計上しています。以降、3ページの在宅医療材料等供給システムモデル事業までが当該基金を活用したもので、順次ご説明させていただきます。

2ページ、病床機能分化・連携促進基盤整備事業は、病状が安定した患者の在宅復帰を支援する機能を備えた地域包括ケア病床への改修工事に係る経費に対し補助しようとするもので1億5,930万円を、在宅歯科医療連携体制推進事業は、在宅歯科医療の推進を図るため、歯科医師、歯科衛生士、介護施設や訪問看護ステーション従事者を対象に実践的な研修を実施するもので553万円を計上しています。

3ページ、訪問歯科診療車整備支援事業は、無歯科医地区等での歯科医療サービス確保のため、訪問歯科診療車の整備に係る経費に対し補助するもので367万円を、訪問看護人材育成支援事業は、訪問看護を提供する体制を強化するため、訪問看護未経験の看護職員を雇用・育成する訪問看護ステーションの取り組みに対し補助するもので360万円、ナースセンター機能強化事業は、ナースセンターの運営体制を強化することで看護職員の就業及び復職を支援するもので400万円を計上しています。精神障害者地域医療推進体制整備事業は、精神科病院から退院した精神障害者に対し、地域生活継続のための支援体制を構築するモデル事業を実施するもので250万円を、てんかん患者の診療状況等実態

調査事業は、てんかん医療に係る地域連携体制の構築のため、患者の実態や診療状況等の調査を行うもので60万円を、在宅医療連携拠点薬局無菌調剤室整備事業は、がん患者等の在宅医療を円滑に進めるため、無菌調剤室のない薬局が利用できる共同利用無菌調剤室の整備に対し補助するもので500万円を計上しています。在宅医療材料等供給システムモデル事業は、在宅医療に必要な医療材料等を地域内で円滑に供給するため、薬局間の在庫情報ネットワークシステムを構築するモデル事業をするものとなっており、99万3,000円を計上しています。以上が地域医療介護総合確保基金を活用した事業となります。

続いて、周産期医ネットワーク整備事業は、周産期医療ネットワークの充実を図るため、県立医科大学附属病院の周産期システムをオープン化し、他の医療機関の周産期システムとの連携を実現する取り組みに対して補助するもので830万円を計上しています。

3ページ、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金は、県立医科大学附属病院本館A病棟活用検討事業として、狭隘な敷地内で附属病院の機能向上を推進していくため、E病棟完成後のA病棟のあきスペースの有効活用の検討、改装計画の策定に要する経費に対して補助すること及びドクターヘリ運航施設整備事業として、三次救急医療機関である県立医科大学附属病院でドクターヘリを受け入れ可能とするためのヘリポート設置に向けた基本計画の策定に対して補助することについて、一般会計から公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計に繰り出しを行うものとなっており、3,296万円を計上しています。

7ページ、平成27年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案(第2号)ですが、先ほどご説明した県立医科大学附属病院本館A病棟活用検討事業として2,000万円を、ドクターヘリ運航施設整備事業として1,296万円をそれぞれ計上しています。

予算案の説明は以上となります。

続いて、報告案件が5件です。まずは、報第20号公立大学法人奈良県立医科大学の経営状況の報告について、「公立大学法人奈良県立医科大学平成26年度業務報告書」9ページ、平成26年度の主な取り組み状況についてです。まず、I地域貢献に関する取り組みの状況です。教育関連については、県立医大医師派遣センターの円滑な運用に取り組みました。また、南和地域公立病院等への医師配置支援のための実態調査や地域の医療ニーズの把握などを行いました。

10ページ、研究関連についてご説明します。県と共催で漢方薬シンポジウム2014

を開催するなど、漢方の普及促進の取り組みを行ったほか、県や市町村が実施します保健事業等への協力など、健康増進に資する取り組みを行いました。

断らない救急医療体制の整備の向け、ER体制の平日20時までの時間延長実施したほか、周産期医療体制の強化として、4月から母体搬送コーディネーター事業のなどを開始しました。

11ページ、II教育に関する取り組みの状況では、リベラルアーツ教育の実践、医の心を持った医療人の育成に関する取り組みなどを実施しました。

III研究に関する取り組みの状況では、研究の適切な成果評価に関する取り組みや女性研究者の継続支援のための制度を充実させ、有能な研究者の獲得に向けた取り組みなどを行いました。

12ページ、IV診療に関する取り組みの状況では、医師、看護師等の人材確保に関する取り組みとして、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、12月から短時間勤務体制を導入しました。また、がんの拠点病院として、機能の充実に向けた取り組みを行いました。

13ページ、Vまちづくりに関する取り組みの状況では、教育研究部門の円滑な移転と新キャンパス整備に関する取り組みなどについて、県と構成しております医大の将来像策定会議等において、数十年後の県立医科大学の将来像の再構築について議論・検討を行っています。

なお、県立医科大学の将来像については、県立医科大学の将来像策定会議において、今年度も引き続き議論、検討しているところで、これに基づき県立医科大学の再整備を進めていく予定としています。

VI法人運営に関する取り組みの状況では、ガバナンス体制の充実強化に関する取り組みを実施しました。

以上が平成26年度の主な取り組みになります。

次に、財務諸表についてです。

15ページ、財務諸表、貸借対照表で、資産の部合計は、274億2,000万円余です。

次に、16ページ、負債の部合計は206億3,000万円余、また、純資産の部合計は67億9,000万円余です。

17ページ、損益計算書で、経常費用として、教育経費、研究経費、病院の診療経費、

人件費を含む業務費、一般管理費などを合わせて、合計は379億4,000万円余です。

経常収益として、県からの運営費交付金収益や授業料収益などの学生納付金、附属病院収益といった法人の自己収入などを合わせて、合計は380億1,000万円余です。経常収益から経常経費を差し引いた経常利益は、7,400万円余となっており、さらに、臨時損失及び臨時利益を加えると、この18ページに記載している2,900万円余が当期の利益となります。

20ページ、損失の処理に関する書類ですが、当期総利益として2,900万円余です。これに前期繰越欠損金がマイナス10億7,700万円余となっていますので、当期末処理損失がマイナス10億4,800万円余となり、これが次期繰越欠損金となります。今後法人がさらに一層の経営改善に取り組むとともに、県と法人が協議しながら解消に向けた取り組みを強化していきたいと考えています。

続いて、平成27年度の事業計画についてご説明します。

「平成27年度事業計画書、公立大学法人奈良県立医科大学」1ページ、I地域貢献についてです。教育関連では医療人の育成など、記載の取り組みを行います。

2ページ、研究関連では、研究成果等の地域への還元など、記載の取り組みを行います。診療関連になりますが、断らない救急医療体制の整備のほか、3ページから4ページに係る取り組みについて実施します。

5ページ、II教育となりますが、1リベラルアーツ教育の実践のほか、記載の取り組みを行います。

6ページ、III研究部門に関して、研究の適切な成果、評価を行うほか、7ページまで記載の取り組みを行います。

7ページ、IV診療関連になりますが、医師、看護師等の離職防止と人材確保のほか、7ページから8ページに記載している取り組みについて行います。

9ページ、Vまちづくりに関しては、教育研究部門の円滑な移転と新キャンパス整備のほか、10ページまで記載の取り組みを行うこととしています。

10ページ、VI法人運営となりますが、ガバナンス体制の充実強化のほか、10ページから11ページに記載の取り組みを行います。

13ページ、平成27年度予算です。収入の部は、運営費交付金収入補助金等自己収入などを合計して482億6,600万円、支出の部は、業務費、施設整備費など合わせて同額の482億6,600万円を計上しています。

報第20号公立大学法人奈良県立医科大学の経営状況の報告については以上となります。
次に、報第21号、地方独立行政法人奈良県立病院機構の経営状況の報告について、「地方独立行政法人奈良県立病院機構平成26年度業務報告書」の4ページ、事業の実施状況です。平成26年4月1日に奈良県立病院機構が設立され、今回が初年度の業務報告となります。

それでは、主な取り組み状況についてご報告します。

まず、I患者にとって最適な医療の提供について、2患者が満足する医療サービスの提供では、患者が治療に専念できる環境を充実させる取り組みとして、3センターにコンシエルジュを配置したほか、総合医療センターと西和医療センターに患者支援センターを設置するなど、案内や相談業務の充実を図りました。

3 断らない救急の実現において、5ページ、総合医療センターではER体制構築に向けた検討を行い、本年7月に救急搬送の受け入れ一元化を実現しました。

4 質の高いがん医療においては、総合医療センターにおいてロボット支援手術チームの2チーム体制化を図るなどの取り組みを実施しました。

5ページ、5周産期医療体制の強化では、総合医療センターで新生児搬送ドクターカーの運用を開始したほか、西和医療センターでは、平成27年4月からの産科再開に向け、医師、看護師の人材確保などの準備などを行いました。

6ページ、6小児医療体制の整備において、総合医療センターで小児輪番を従来の月に7回から8回にふやすなどの取り組みを実施しました。

7ページ、8高齢者を対象とした医療体制の整備において、3つのセンターでロコモティブシンドロームに関する取り組みや糖尿病に関する活動の強化を図りました。

8ページ、10新病院整備の推進において、奈良市七条西町に建設予定の新総合医療センターについて、本年3月に建築工事の契約を締結するなどの取り組みを実施しました。

次に、II県民の健康維持への貢献についてです。1県内の医療機関との連携協力体制の充実においては、地域医療支援病院として機能強化を図る取り組みや、9ページ、退院調整の充実、地域包括支援センターとの連携強化などの取り組みを行いました。

10ページ、III最高レベルの医の心とわざを持った人材の確保・育成についてです。1最高レベルの医の心を持った人材の確保・育成では、ホスピタリティーマインドの醸成研修などの取り組みを実施しました。

11ページ、2最高レベルの医のわざを持った人材の確保・育成では、医療専門職教育

研修センターを設置したほか、看護専門学校の教育内容等の充実を図る取り組みを実施しました。

次に、IV自立した経営についてです。権限と責任を明確にしたガバナンス体制の確立においては、経営企画機能の強化を図るため、理事会や経営企画会議の定期的な開催により迅速な意思決定を図るなどの取り組みを実施しました。

12ページ、3医療制度等の変化への迅速・柔軟な対応と自立した財務運営では、経常収支比率を高い水準で維持し、内部留保を確保するための取り組みを実施しました。

以上が平成26年度の主な取り組みです。

次に、財務諸表について、14ページ、貸借対照表で、資産の部合計は、116億7,000万円余です。

15ページ、負債の部合計は、129億5,000万円余、また純資産の部合計は、12億8,000万円余のマイナスです。

16ページ、損益計算書で、営業収益として、医業収益、運営費負担金収益など合わせて、合計は203億3,000万円余です。営業費用として、医業費用、看護師養成事業費用、一般管理費などを合わせて、合計は219億9,000万円余です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は、16億6,000万円余です。さらに、営業外利益、営業損失を加えた経常損失は21億8,000万円余となり、さらに臨時の利益、臨時の損失を加えると、当期総損失は、16ページ、29億2,000万円余となります。これは、医業収益として約6.6億円余が増加しましたが、県運営費負担金を前年度に前倒し計上したことにより経常費収入が減少したこと、または機構本部事務局の設置など、法人化に伴う新規費用が発生したことなどにより経常経費が約26億円増加したこと、また、臨時経費として退職給付引当金を分割計上するための費用約7.4億円が生じた結果です。

18ページ、損失の処理に関する書類ですが、当期総損失として29億2,000万円余となり、これが次期の繰越欠損金となります。今後法人がさらに一層の経営改善に取り組むとともに、県と法人が協議しながら解消に向けた取り組みを強化したいと考えています。

続いて、平成27年度の事業計画についてご説明します。

「平成27年度事業計画書地方独立行政法人奈良県立病院機構」の1ページ、I患者にとって最適な医療の提供に関して、1全職員が一体となって中期目標を達成することのほか、1ページから20ページまでの記載の取り組みを行います。

21 ページ、Ⅱ 県民の健康維持への貢献について、県内の医療機関との連携、協力体制の充実のほか、21 ページから30 ページまで記載の取り組みについて実施します。

31 ページ、Ⅲ 最高レベルの医の心とわざを持った人材の確保・育成ですが、1 の最高レベルの医の心を持った人材の確保・育成のほか、31 から34 ページまで記載の取り組みを行います。

35 ページ、Ⅳ 自立した経営については、権限として責任を明確にしたガバナンス体制の確立のほか、35 ページから40 ページまで記載の取り組みを行います。

42 ページ、平成27年度予算です。収入の部は、医業収益、運営費交付金収入、長期借入金などを合計して286億3,300万円、支出の部は、給与費、材料費、建設改良費などを合計して282億800万円を計上しています。

報第21号地方独立行政法人奈良県立病院機構の経営状況の報告については以上となります。

続いて、報第22号平成26年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果の報告についてですが、この評価結果については、奈良県地方独立行政法人評価委員会から報告を受け、地方独立行政法人法第28条第5項の規定より、議会に報告させていただくものです。

「平成26年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務実績に関する評価結果」の2ページ、全体評価についてです。平成26年度評価としては、中期目標、中期計画の達成に向け、各項目について順調に進んでいる5段階評価の4、もしくは、おおむね順調に進んでいる5段階評価の3といった評定をいただいております、全体としては順調に進んでいるとご評価いただいております。

平成26年度の業務実績の中で特に注目される取り組みとして、認定看護師、専門看護師の養成取り組みについて年度計画を上回ったこと、女性研究者の研究継続支援体制の充実に取り組んでいること、診療科ごとの稼働状況などを各診療科に提示し、改善すべき点などを示していること、病床稼働率を89.1%としたこと、また、病院収入が前年度比2.4億円増収したことが挙げられました。

項目別評価については、4ページ以降に記載のとおりです。

なお、この評価結果は、評価委員会から法人へ通知しており、今後法人においてこの評価を踏まえ、第2期中期目標の達成に向けて取り組んでまいります。

報第22号平成26年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果

の報告については以上です。

続いて、報第23号平成26年度地方独行政法人奈良県立病院機構の業務の実績に関する評価結果の報告について、奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会から報告を受け、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告させていただくものです。

「平成26年度地方独行政法人奈良県立病院機構の業務の実績に関する評価結果」の2ページ、全体評価についてです。平成26年度全体評価としては、中期目標、中期計画の達成に向けて全体としては順調に進んでいるが、財務状況については改善が必要との評定をいただきました。

平成26年度業務実績の中で特に注目される取り組みとして、患者が満足する医療サービスの提供として総合案内にコンシェルジュを配置、また総合医療センター、西和医療センターで患者支援センターを設置したことが上げられます。さらに、周産期医療について総合医療センターで新生児搬送ドクターカーの運用を開始するなど体制の整備に努めていること、また、西和医療センターで中期計画を大幅に前倒しし、平成27年4月1日より産科を再開することとなり、体制構築のための準備を進めたこと、さらには、地域包括ケアの取り組みについて、西和地域の地域包括ケアを円滑に進めるため西和メディケア・フォーラムを設立、各市町村地域で開催するなど、地域のまちづくりの基盤となる体制整備を進めたことが評価されました。

一方、課題では、中期目標の周知体制について職員全体に周知する仕組みづくりが必要、また、職員の経営参画意識を高める方策の検討と実施、そして病院機構の経常収支比率が100%を大幅に下回っている、経営分析の強化と経営改善策の着実な実行等により、着実の経営改善につなげる対策の実行が課題とされました。

項目別評価については、4ページ以降に記載のとおりです。

なお、この評価結果は、評価委員会から法人へ通知しており、今後法人において評価を踏まえ、第1期中期目標の達成に向けて取り組んでいただくこととしております。

以上が、報第23号平成26年度地方独行政法人奈良県立病院機構の業務の実績に関する評価結果の報告についての説明です。

報第24号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての医療政策部所管部分ですが、奈良県立病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例について、「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の46ページ、独立行政法人労働者健康福祉機構法の改正に伴い、同法の文言を引用する関係条

例を整理するため所要の改正を行ったもので、施行日は、平成28年4月1日です。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○福谷農林部長 農林部関係の議案についてご説明をします。

「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、補正予算案についてご説明をします。7その他、新規事業の公益財団法人奈良県林業基金の株式会社日本政策金融公庫からの借り入れに対する損失補償費です。6月県議会でご報告したとおり、奈良県林業基金は、5月25日、奈良地方裁判所に、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申し立てを行いました。手続は順調に進んでおり、8月27日には再生計画案を提出しています。再生計画案において、奈良林業基金は、債権者である県及び日本政策金融公庫に対し弁済できない債務について免除を求めています。日本政策金融公庫はこの再生計画案に同意する見込みとなっていますが、県は奈良県林業基金の日本政策金融公庫からの借入金に対し、損失補償契約を締結していることから、日本政策金融公庫が損失を受ける額について損失補償を行う必要があります。この損失補償を行うため、必要となる61億1,330万円について、補正をお願いするものです。

なお、林業基金の解散に伴う債務整理の関連議案としては、他に権利の放棄、地方債に係る許可の申請についてがありますが、これについては後ほど説明をします。

6ページ、繰越明許費補正です。新規事業の農業研究開発センター整備事業ですが、6月議会で契約の議決をいただいた新施設の建築工事の工期が次年度にわたることから、同工事の工程を精査した結果、備品購入費等で1億7,904万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

続いて、権利の放棄について説明します。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の19ページ、議第80号権利の放棄についてです。先ほどご説明をしたとおり、奈良県林業基金は、提出している再生計画案において県及び日本政策金融公庫に、弁済できない債務について免除を求めています。再生計画案に県が同意し認可されると、県貸付金42億6,052万円余を限度とし、奈良県林業基金が再生計画により債務免除される額について債権回収不能のとなることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求めるものです。

36ページ、議第82号地方債に係る許可の申請です。先ほどご説明した補正予算案、奈良県林業基金の日本政策金融公庫からの借り入れに対する損失補償費61億1,330万円の財源として、地方財政法第33条の5の7第1項の規定による地方債、第三セクタ

一等改革推進債の活用を予定していますが、地方債を起こすことについて総務大臣へ許可申請を行うため、同条第3項の規定により、議決を求めるものです。これらの議案について議決いただければ、県は債権を放棄するとともに、奈良地方裁判所による再生計画認可決定の確定後、速やかに日本政策金融公庫に対し損失補償を行います。

なお、林業基金が行っている分収造林事業については、契約を引き継ぐことによる県営林化を基本とし、引き続き適正に管理経営を行い、森林の持つ公益的機能を発揮や林業労働者の雇用創出を図ることで、県の責任を全うしていきたいと考えています。

奈良県林業基金は、県の事業承継に伴う土地所有者との交渉等を行った上で、平成28年度末に解散することを予定をしています。

以上ご審議よろしく申し上げます。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の提出議案についてご説明します。

まず、補正予算からご説明します。

4ページ、「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の安全・安心の確保で新規事業の道路防災緊急対策事業3億1,500万円です。内容としては、道路のり面の点検とトンネル坑口の緊急対策工事です。

道路のり面の点検ですけれども、今年度に道路のり面の崩落等による被害が頻発しています。7月の台風11号の際には、国道168号十津川村桑畑地区において大規模なり面崩落が発生し、61日間という長期にわたって通行どめを余儀なくされました。このようなことから、迂回路も少なく、災害時の影響が大きい山間部の主要道路、国道168号、169号、425号のり面点検を緊急的に前倒しして実施したいと考えています。

次に、トンネル坑口の緊急対策工事です。7月3日に国道168号十津川村風屋トンネル付近において、落石が軽トラックを直撃する事故がありました。この事故を受け、直ちにトンネル坑口の緊急点検を行い、点検の結果、危険性が認められた39のトンネルについて、緊急的に落石の除去、あるいは防護柵の設置といった対策を講じてまいりたいと考えています。

災害関連緊急地すべり対策事業8億5,500万円です。ことし7月の台風11号に起因して発生した天川村坪内地区での地すべりの対応です。地すべりを抑えるためには、水を抜くこと、地下水を抜くことが効果的ですので、この地下水を抜くための集水井戸の設置、あるいは集排水のためのボーリングを実施したいと考えています。

6ページ繰越明許費補正です。新規事業の砂防事業災害関連緊急地すべり対策事業8億

5, 500万円です。今ご説明した天川村坪内地区の地すべり対策工事について、適正な工期を確保するため、8億5,500万円の繰り越しをお願いするものです。

債務負担行為補正です。公共土木施設災害復旧事業にかかる契約です。ことしの7月の台風11号により、河川で21カ所、道路で15カ所、都合36カ所の災害があり、これらの災害復旧を行うわけですが、適正な工期を確保するため、3億9,000万円から12億3,000万円に、8億4,000万円の債務負担行為の増額をお願いするものです。

以上で補正予算についてのご説明を終わります。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の17ページ、議第78号です。道路整備事業にかかる請負契約の変更について、3件です。

一般国道309号丹生バイパス社会資本整備総合交付金事業（道路改良）工事ですが、この工事は丹生バイパスの丹生トンネルの工事です。当初設計においては弾性波探査、あるいはボーリング調査の結果から、地山の岩質、強度、これらを想定してトンネルを掘削するときの手法のパターンを決定しておりますが、実際に掘削を進めたところ、一部の箇所では風化が予想以上に進んでいたり、あるいは湧水があったことから、施工中の安全確保、でき上がるトンネルの安全性確保を目的に手法パターンを変更したものです。金額としては1億2,400万円の増額です。

次に、2請負契約名は一般国道168号地域連携推進事業（国道改良）工事です。この工事は川津道路の国王トンネルの工事です。このトンネルの北側の坑口を安全に掘削するために、押さえ盛り土を行う計画でした。実際の施工に当たり隣接する工事と施工手順について調整をしたところ、十分な作業ヤードの確保が困難であることが判明したため、この作業ヤードをコンパクトに施工できる押さえコンクリートによる施工としました。また、弾性波探査の結果から、トンネルの一部で破砕帯があると想定をしておりましたが、実際に掘削をしたところ、この破砕帯が出てこなかったため、手法パターンを変更したもので432万円の増額です。

3請負契約名、一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）工事です。この工事は辻堂バイパスの閉君トンネルの工事です。ボーリング調査の結果から、南側の坑口付近の地山が亀裂が多く不安定な岩質と想定しました。このため、掘削中の地山を安定させるための補助工法を採用しておりましたが、実際に掘削を進めたところ、この不安定な岩質が当初想定よりも若干広い範囲で出てきましたので、この補助工法を施工する範囲を広げ

たもので14億8,900万円の増額です。

37ページ、議第83号、県道路線認定についてです。6月定例県議会において、京都府の木津川自転車道と和歌山県の紀の川自転車道を結ぶ、(仮称)京奈和自転車道の整備について補正予算をお認めいただきましたけれども、道路事業により整備していくため、道路法上の位置づけを明確にする必要がありますので、今般県道としての路線認定をお願いするものです。

正式な路線名称は、大和平野の美しく青々とした山の眺望、またすがすがしい透明感あふれる吉野川をイメージして、大和青垣吉野川自転車道線をお願いしたいと考えています。起点は奈良市、終点は五條市です。

なお、京奈和自転車道という名称については、京都嵐山から和歌山港までの総延長180キロメートルの全体の愛称として京都府、和歌山県とも連携して用いたいと考えています。

42ページ、報第24号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例です。

47ページ、下水道法の改正により、この条例で引用している下水道法の条文に2ヶ所ずれが生じたため記載のとおり改正を行ったものです。

(発言する者あり)

先ほどの17ページの契約の変更について3つ目の項目の一般国道168号地域連携推進事業(国道改築)工事のご説明の中で、変更金額を14億8,900万円とご説明しましたけれども、1,489万円の誤りでした。1つ目の工事については1億2,400万円の増、2つ目の工事については432万円の増、そして3つ目の工事については1,489万円の増ということです。申しわけございませんでした。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の提出予定議案についてご説明をします。

まず、補正予算案について説明をします。「平成27年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、観光の振興の奈良公園施設魅力向上事業です。これは奈良公園内の高畑町裁判所跡地において、中世の遺構や近代の庭園遺構の保存・利活用を基本とした敷地の整備を進めるための計画策定業務及び都市公園の便益施設として民間活力を導入した宿泊及び交流飲食施設等の整備に向けた募集要項や要求水準書等の作成を行うため、1,93

0万円の補正をお願いするものです。また、あわせて、650万円の債務負担行為の補正をお願いするものです。

6ページ、債務負担行為補正です。2つ目、県営プール跡地活用プロジェクトにかかる契約ですが、本事業については、平成27年度当初予算では、県営プール跡地等に応じて国際ブランドホテルと相乗効果を発揮する集客力があるコンベンション施設等の整備運営を行う事業者の公募、選定に係る経費をご承認いただき、また、6月定例県議会では、PFI方式による実施や対象施設など事業の手法や概要について報告をさせていただいたとともに、その後も実施方針、要求水準書案を公表して公募条件などを整理してきたところです。今回は、本事業の実施に必要な平成28年度から平成46年度までの220億8,000万円の債務負担行為の補正をお願いするものです。承認をいただいた後、PFI方式により民間事業者の公募手続を開始したいと考えています。

変更の1つ目、先ほどの奈良公園施設魅力向上事業にかかる契約です。1億6,000万円から1億6,650万円に、650万円の増額をお願いするものです。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

続いて、契約等及び報告に関する案件についてご説明をします。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」18ページ、議第79号都市計画道路整備事業に係る請負契約の変更についてです。請負契約名は、防災安全交付金事業（街路改良）外です。この工事は、新奈良県総合医療センターへのアクセス道路である石木城線の開削トンネルの工事ですが、本件工事に係る掘削のり面が、その地質状態及び特に本年2月から4月にかけて例年より多く降雨があったことなどから、斜面の侵食が進み、斜面崩壊が発生するなど、大変崩れやすい状態になり、作業員の安全確保を図るため人力作業が不要であり、迅速な埋め戻しが可能である流動化処理土による埋め戻し工法に変更する必要性が生じました。これに加え、労務単価等に係る物価上昇のため、契約金額を2,900万円余、増額をさせていただくものです。

42ページ、報第24号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。

明細については48ページにあります。表は、家賃滞納の月数が6カ月以上、または滞納額が20万円以上の者のうち、特に悪質と認められる4件について、住宅の明け渡しなどの請求申し立てをいたしましたので、報告するものです。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○羽室警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案は、平成27年度奈良県一般会計補正予算についてです。

「平成27年9月定例県議会予算案の概要」の4ページ、5安全・安心の確保の新規事業の防犯カメラ設置事業です。本年7月に発生した香芝市内における女兒監禁事件については、防犯カメラの画像等が女兒の早期発見、保護につながりました。このように防犯カメラは発生した事件の検挙に有用ですが、そのみならず、防犯カメラの存在自体が犯罪を抑止する効果があります。そのため、予測不能な凶悪犯罪への喫緊の対策として、管内の刑法犯認知件数が多く、かつ最寄りの駅の乗降客数が多い交番に防犯カメラを設置する経費720万円の増額補正をお願いするものです。

以上ご審議よろしく申し上げます。

○岩田委員長 ありがとうございました。

以上をもって議案の説明を終わります。

明10月2日金曜日は午前10時より歳入、総務部、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行い、その終了後、観光局、健康福祉部、こども女性局、医療政策部の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、これで委員会を終わります。ありがとうございました。